

CDN サービス利用約款

第1条 (約款の適用)

1. NHN テコラス株式会社(以下「当社」といいます。)は、「CDN サービス利用約款」(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款を遵守することを条件として利用契約を締結して頂いた契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、CDN サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 当社が本サービスの円滑な運営のために定める諸規程は、本約款も一部を構成するものとします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本サービスを利用する契約者に事前の通達をすることなく、本約款及び関連する諸規程を変更することがあります。
2. 当社が、本約款を変更する時は、当該変更により影響を受ける契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により事前にその内容を通知することとし、契約者が本約款の変更を認識することが可能となった時点でその効力を生じるものとします。

第3条 (定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	ソフトウェアのアップデート、ゲーム、プログレッシブメディアなどの大容量ファイルを高速で配信し、ダウンロード完了率を向上させる通信サービス
利用契約	本約款に定める手続に従って締結される、本サービスの利用契約
電気通信設備	電気通信を行うためのサーバ機器、ネットワーク機器、通信回線などの設備
蓄積情報装置	契約者が保持又は指定するダウンロードファイルに係る情報を自動的に蓄積する電気通信設備又はその情報へのアクセス情報等の管理を行うために当社が契約を締結し、本サービスを提供する事業者(以下「サービス提供受託者」といいます。)が設置する電気通信設備
契約者指定回線	コンテンツ配信サービスを利用するために、蓄積情報装置と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
利用料金	利用契約に基づき、契約者が本サービスの利用の対価として当社に支払う費用
消費税	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 (契約申込・利用期間)

本サービスの利用を希望する法人は、当社が別途定める申込みフォーム、契約申込書又は注文書(以下「申込書等」といいます。)に必要な事項を入力又は記載して、当社に送信又は提出する必要があります。なお、本サービスの利用期間は、第 6 条の定めに従い当社と契約者との間で利用契約が成立した日から、本約款の定めに従い利用契約が終了するときまでとします。

第5条 (申込の承諾等)

1. 当社は、前条の申込書等の提出を受け、申込を承諾したときは、ファクシミリを含む書面又は電子メールにて承諾の意思表示及び利用開始日を通知するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの契約の申込を行った個人又は法人が、本サービスを含む当社又は当社のグループ会社のサービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき
 - (2) 本サービスの契約の申込を行った個人又は法人が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがあると判断したとき
 - (3) 本サービスの契約の申込を行った個人又は法人が、第31条(反社会的勢力の排除)に該当すると当社が判断したとき
 - (4) 申込書等に虚偽の記載があったとき
 - (5) 本サービスの提供が技術上困難と考えられるとき
 - (6) 前号の他、当社の業務遂行上支障があり、当社が契約締結を適当でないと判断したとき
3. 利用契約成立後であっても、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知又は勧告をすることなく本サービスの停止又は、利用契約の解除ができることとします。

第6条 (利用契約の成立時期)

利用契約は、第4条(契約申込・利用期間)の利用申込に対して、第5条(申込の承諾等)の承諾の意思表示が寄せられた時に成立するものとします。

第7条 (担当責任者)

1. 本サービスの申込にあたり、サービスの利用を希望する個人又は法人は予め連絡可能でかつ日本語にて対応可能な担当責任者(以下「担当責任者」といいます。)を選任し、その連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレス等を当社が指定する手段にて、当社に届け出るものとします。
2. 担当責任者が交代したとき、又は連絡先等を変更したときは、直ちに当社に通知するものとします。
3. サービスの利用を希望する個人又は法人が前項の通知を怠ったことにより、当社からの連絡が遅滞したこと、もしくは連絡が不能となったことに起因して契約者(本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。)が被った損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 担当責任者が日本国外に居住することより発生する連絡の遅滞もしくは連絡不能に起因して契約者(本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。)が被った損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 担当責任者が日本国外に居住することにより当社に追加の費用(国際電話料金等)が生じた場合、かかる費用について契約者が負担するものとします。

第8条 (契約の社内共有)

契約者は、本サービスの契約の申込を行い、その承諾を受けた時は、その契約の内容が当社の管理するシステムに登録され、当社内にて本サービスを提供するために必要な範囲で共有されることに同意したものとみなします。

第9条 (付加サービスの提供)

1. 契約者は、本サービスの利用において、当社が別途定める付加サービス申込書又は注文書に必要事項を記載し、当社に提出する事で付加サービスの提供を申し込むことができるものとします。
2. 付加サービスの提供については、第5条(申込の承諾等)に準ずるものとします。
3. 付加サービスの解約については、第14条(契約者が行う契約の解除)及び第15条(当社が行う契約の解除)に準ずるものとします。
4. 契約者は、本約款に定めるサービス以外のサービスの提供を受けることを希望する場合、当社が別途定める範囲内で、当社が別途定めるサービス対価を支払うことを条件として、当該サービスの提供を申し込むことができるものとします。この場合におけるサービスの提供の条件については、契約者及び当社において協議のうえ、

定めるものとします。

第10条（提供中断）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止することがあります。
 - (1) 当社又はサービス提供受託事業者の通信設備の保守又は工事などやむを得ないとき
 - (2) 当社又はサービス提供受託事業者が設置する通信設備の障害などやむを得ないとき
 - (3) 第11条（通信利用の制限）の規定によるとき
 - (4) 電気通信事業者等の都合により、当社が電気通信サービス等の提供を受ける事ができなくなったことに起因して、又は電力を供給している事業者の都合により電力の供給を受けられなくなったことに起因して、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止する場合、本サービスが中断される5営業日前までに、契約者に対しその理由及び期間を書面（担当責任者宛の電子メールを含みます。）により通知するものとします。ただし、緊急事態の発生その他やむを得ない事情により5営業日前までの通知が不可能な場合は、この限りではありません。
3. 当社は、前二項の規定に基づき本サービスの提供を中断したことにより契約者（本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第11条（通信利用の制限）

1. 当社は、「電気通信事業法」第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある時は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を執ることがあります。また、当社は、契約者が当社の電気通信設備に重大な負荷を生じる行為をしたときは、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの利用を制限することにより契約者（本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第12条（提供停止）

1. 当社は、契約者（本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。）が、次の各号に該当すると当社が判断した時は、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても、初期費用、月額費用、付加サービス等の利用料金を支払わないとき
 - (2) 他人の知的財産権を侵害する行為、他人を誹謗・中傷する等、法令に反する行為を行ったとき
 - (3) 国際法、憲法、法律、条例等あらゆる法規に反する行為を行ったとき
 - (4) 公序良俗に反する内容の電磁的記録を公開する等の行為を行ったとき
 - (5) 当社又は当社のグループ会社が提供する、サービスの利用料金を支払わないとき
 - (6) 前各号の他、本約款の規定に反する行為であり、当社及び本サービスの遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由及び期日等を、当社が適当であると判断した方法により、契約者に通知するものとします。
3. 当社は、前二項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者（本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第13条（サービスの終了）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
2. 当社は、本条第1項の規定によりサービスを終了する時は、契約者に対し、終了する1ヶ月前までに書面(担当者宛の電子メール、当社ウェブサイトへの掲載を含みます。)にてその旨を通知するものとします。
3. 前二項により本サービスが終了した時は、当該終了の日に利用契約も同時に終了するものとします。
4. 当社は、本サービスの提供の終了に関して契約者(本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。)に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第14条 (契約者が行う契約の解約)

1. 契約者は、利用契約を解除する時は、当社に対し解約の日から30日前までに当社が別途定める解約フォームにて、解約希望日を通知するものとし、当該解約希望日に解約の効力が発生するものとします。当該通知をした日から解約希望日までの期間が30日未満である時は、解約の効力は、当該通知をした日から30日を経過する日に生じるものとします。
2. 契約者は、第10条(提供中断)に定めた事由が生じたことにより本サービスを利用する事ができなくなった場合において、契約者が当該サービスにかかる目的を達することができないと客観的に認められるときは、利用契約を解約することができるものとします。この場合利用契約の解約は、当社が別途定める契約の解約を通知する書面を、当社が契約者より受理したことを通知する文書もしくは電子メールに記載された日にその効力が生じるものとします。

第15条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、契約者が第12条(提供停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者より第9条(付加サービスの提供)の規定に基づかず依頼された保守及び障害対応作業等の対価が、本約款に定める初期費用及び月額費用等により回収できないと判断した場合、契約者に対して、当該回収できない金額を請求することができるものとし、契約者が当該金額を支払わないときは、利用契約を解除することができるものとします。
3. 前二項に定めるほか、契約者が本約款に違反した場合、当社は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前三項の規定により利用契約を解除する場合は、書面(担当者宛の電子メールを含みます。)により契約者にその旨を通知するものとします。

第16条 (地位の譲渡及び承継)

1. 契約者は、当社の事前の書面等による承諾なくして、利用契約上の地位及び利用契約に関連して発生する権利・義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとします。
2. 契約者について、相続又は合併が生じた時は、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、第5条(申込の承諾等)の手続きを経た後、契約者の地位を原則として承継するものとします。
3. 本条第2項の規定に基づき契約者の地位を承継した者は、速やかに契約者の地位を承継した事を証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第17条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、その氏名もしくは商号又は本店所在地、住所もしくは居所(以下「契約者の氏名等」といいます。)について変更があった時は、速やかに電子メール又は書面により変更を届け出るものとします。
2. 前項の届出があった時は、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあります。

第18条 (サービス品質)

1. 当社は、本サービスの提供について、次項に定めるサービス品質保証(SLA)を提供します。SLA は、別途当社が指定する「SLA テスト」を実施いただき且つ SLA テスト実施の 5 営業日以降からの提供とします。
2. 契約者の責めによらない理由により、連続して 30 分以上、本サービスの利用の提供を受けられなかった場合、当社は契約者に対して唯一の救済措置として、契約者の直近 1 ヶ月分の利用料を上限として本サービスの提供を受けられなかった期間に応じた料金を返還するものとします。ただし、次の場合はこの限りではありません。
 - (1) 第 10 条(提供中断)、第 11 条(通信利用の制限)、第 12 条(提供停止)に該当する場合。
 - (2) 一部でも 30 分以内にサービスの提供がされている場合。
 - (3) 当該事実の発生日が属する月の末日までに申告しなかった場合。
 - (4) 申告の結果、当社の確認において当該事実が認められなかった場合。
 - (5) SLA テストが実施できない状態である場合。
 - (6) SLA テストが実施できないプランをご契約の場合。

第19条 (SSL 基本使用料の支払義務)

契約者は、本サービスの利用に際し、SSL 通信を利用することを希望する場合、別途当社と契約者間で定める SSL 基本使用料を支払うものとします。SSL 基本使用料は初期費用と月額定額費用で構成され、トラフィックの発生の有無を問わず、当社が別途通知する利用開始日が属する月から満額で発生します。SSL 基本使用料はサービス利用料と異なり、当月末日で締め、翌月第 2 営業日に当社から契約者に請求書を発行するものとし、契約者は請求書発行月の末日までに当社に請求金額を支払うものとします。なお、SSL 基本使用料には SSL 証明書費用は含まれないものとします。

第20条 (月額料金の支払義務)

契約者は、前条に定める SSL 基本使用料のほか、サービス開始日以降、本サービスを利用して配信されたデータ容量に応じて、当社が別途定め契約者に通知する料金体系にしたがって算出された利用料金を支払う義務を負うものとします。SSL 基本使用料以外の月額料金は、ご利用月の翌月末日で締め、翌々月第 2 営業日に当社から契約者に請求書を発行するものとし、契約者は請求書発行月の末日までに当社に請求金額を支払うものとします。

第21条 (料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金等を、当社が指定する銀行口座に振込みによって支払うものとします。振込手数料は契約者が負担するものとします。
2. 本サービスの利用開始後は、理由の如何にかかわらず当社が既に受領した本サービスの利用代金を返金しないこととします。ただし、第 18 条(サービス品質)に該当する場合を除きます。

第22条 (割増金)

本サービスの利用料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第23条 (延滞利息)

契約者は本サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する年率6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第24条 (消費税)

1. 契約者が、当社に対し、本サービスに関わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

- サービス利用期間中に消費税率が変更された場合は、本サービスが現実に提供された時点における消費税率を適用するものとします。ただし、「税率引上げに伴う経過措置」の適用対象となるサービスを除きます。

第25条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第26条（監査等）

当社及び当社が定める代理人は、契約者に対して、事前の通知無くして契約者の本サービスの使用状況を監査すること又は契約者が保有する本サービスの使用状況に関する一切の資料の開示等を要求することができます。契約者は、当社による当該要求に直ちに応じるものとします。当該監査等により利用契約に違反する事が明らかになった場合は、当社は契約者への事前の通知をすること無く、直ちに本サービスの停止又は、利用契約を解除できるものとします。

第27条（契約者データの扱い）

- 契約者が登録したデータの知的財産権は、契約者に帰属するものとし、契約者自らの責任と費用をもってこれを保護するものとします。また、当社はこれら契約者の知的財産権を保護する義務を負わないものとします。
- 当社に責任がある場合を除き、登録したデータに含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を含む、適用される各国の法律によって規定される個人に関する情報の一切）、営業秘密（不正競争防止法に定める営業秘密を含む、適用される各国の法律によって規定される秘密とされる情報の一切）及び法令等により海外への持ち出しを禁止されている情報等の国外への提供等について当社は一切の責任を負わず、かかる個人情報又は営業秘密の国外への提供等について当社が損害を被った場合には、契約者に対し、当該費用（合理的な弁護士費用を含みますがこれらに限りません。）又は損害に相当する金銭を請求できるものとします。
- 契約者又は契約者の顧客が登録したデータを改変又は削除する権限は契約者に帰属しているため、当社は当該データを改変又は削除することができません。当該データに関して第三者から当社に対し、改変又は削除の請求等があった場合、契約者の責任と費用負担により当該請求等に対応するものとします。なお、当社は、当該請求等に関して当社が費用（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限りません。）を負担し又は損害を被ったときは、契約者に対し、当該費用又は損害に相当する金銭を請求できるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、当社は、利用契約の終了又は解除後において、契約者に対する通知なく、直ちに蓄積情報装置に保存された全てのデータ（設定情報、バックアップ、契約者の顧客が入力した情報を含みますが、これらに限りません。）を削除することができるものとし、当社は当該データを返還、保管又は保護する義務を負いません。
- 前項に基づき当社がデータを削除したことにより、契約者（本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は理由の如何を問わず一切の責任を負いません。

第28条（再委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務（電気通信設備及び蓄積情報装置の設置、維持、運用を含みますが、これらに限りません。）の全部又は一部を、サービス提供受託者に委託できるものとします。この場合、当社は、サービス提供受託者に対し、当社が契約者に負う義務と同様の義務を負わせるものとします。

第29条（免責）

- 当社は、第30条（機密情報等）に定められた機密情報について、当社及び当社の従業員以外の第三者による、漏洩、改ざん、盗聴については、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

2. 当社は、当社または当社の従業員の過失に基づき契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。ただし、当社または当社の従業員に故意または重過失がある場合にはこの限りではありません。

第30条（機密情報等）

1. 利用契約により開示された当社又は契約者の機密情報及び権限を有する情報（以下「機密情報」といいます。）につき、開示者より機密であるとして開示を受けた当事者はこれを機密として扱うものとします。
2. 利用契約により開示された当社又は契約者の保有する個人情報（契約者の氏名等を含みます。）は機密情報として扱うものとし、当社及び契約者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われる事が無いよう最大限の努力をするものとします。
3. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
4. 当社及び契約者は、相手方の事前の電子メールを含む書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報に含まないものとします。
 - (1) 開示前に既知していた情報
 - (2) 公知の事実、その他一般に利用可能な情報
 - (3) 守秘義務を負うこと無く、第三者から正当に入手した情報
 - (4) 開示した当事者が機密情報としての扱いから除外することに事前に書面にて同意した情報
 - (5) 裁判所・警察署その他法律・規則の規定に基づきその開示が要求された情報
5. 当社は、本条の規定にかかわらず、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第4条に基づく開示請求が第三者からなされ、その要件が充足されたと当社が判断した場合、又は電子メールもしくは書面による開示に係る契約者の同意がある場合、当該開示請求又は同意の範囲に限り、契約者の個人情報を当該第三者に対し開示することができるものとします。
6. 当社と契約者の間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的の契約等を含みます。）に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
2. 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、

これに限りません。)をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3. 当社又は契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社及び契約者は、前項の規定により利用契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第32条(通知)

本約款に特に定めるほか、本サービスに関する問い合わせ、その他契約者から当社に対する連絡の回答通知、又は本約款の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡もしくは通知は、当社が適当であると判断した手段にて行うものとします。

第33条(言語)

本約款は日本語によって作成されており、日本語以外の言語に翻訳されたものはあくまでも契約者の便宜のために作成されたものにすぎず、両者に矛盾があった場合には、日本語が優先するものとする。

第34条(協議)

本約款に定めのない事項については、当社と契約者が誠意を持って協議のうえ、信義に即して解決するものとします。

第35条(準拠法)

利用契約及び本約款は、日本国法に準拠し、解釈されるものとする。

第36条(合意管轄)

本約款又は利用契約に関する紛争について、訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて東京簡易裁判又は東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(実施年月日)

1. この約款は2017年5月29日より制定・施行します。

(実施年月日)

1. この約款は2017年10月4日より改定・施行します。